

造林事業請負契約書(案)

- 1 事業名 国見山造林事業（地拵作業外2）請負
- 2 履行場所 国見山国有林1121は1外林小班
別紙 図面のとおり
- 3 事業内容 地拵作業 2.56ha
植付作業 2.56ha
獣害防止ネット設置 800m
- 4 事業期間 契約締結の翌日 から
令和8年2月27日 まで
(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙、事業内訳書のとおり)
- 5 作業仕様 別紙、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
- 7 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

9 特約事項

別紙 特約事項内訳書のとおり

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 福岡森林管理署長 平井郁明と 請負者 ○○○○○○ ○○○○ は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年○○月○○日

発注者 住 所 福岡県福岡市早良区百道 1－1 6－2 9
(甲)

分任支出負担行為担当官
福岡森林管理署長 平井 郁明 印

請負者 住 所 ○○○○○○○○○○○○
(乙)

○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○ 印

作業内訳書

[illegible]

【注】 1. 地拵作業及び獣害防止ネット設置作業については、植付作業の期限を遵守できる期間とすること。

2. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
3. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
4. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

特約事項内訳書

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積 (延長)	使用材料等			備考
					品名	品質規格	数量	
1	1121 は	植付	長方形 植付	2.56 ha	スギ 普通苗	挿し木苗 1～2年生 2号苗 根元径 6.0mm 苗長 35～65cm	4,700 本	少花粉
		獣害防止 ネット設 置		800 m		強力繊維入り (スカート式) 網目 50mm 標準展開サイズ H1.8m×50m スカートサイズ H0.6m以上×50m 引っ張り強度(縦目方向) 800N以上を有する強力繊維 入り下部H1.0m以上タイプ ネットであること。(公的機関 の引っ張り強度試験結果を 証明できるもの)なお、全面 ポリエチレンのみのネットは 不可。 支柱規格はFRP製φ33～ 5mm×2.4m、4m間隔設置部 材とし、付属部品についても メーカー適合規格品である こと。 押さえロープは、下部とス カート部にそれぞれ設置す ること。 プラ杭は、各支柱間のネット 下部に2箇所以上、スカート 部には3箇所以上とする。	800 m	

地拵作業仕様書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径５０ｃｍの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

（５）根株除去地拵

根株については機械等による除去をおこなうとともに、末木枝条等と併せて区域内の指定された箇所まで運搬・棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

根株及び末木枝条等の棚積みの方法については、監督職員の指示によること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付及び補植作業仕様書（普通苗）

1. 苗木の購入及び検収

- （１）乙は、甲の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２）苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、乙の責任において優良な苗木を確保すること。

2. 苗木の管理

- （１）検査を受けた苗木が衰弱しないよう、早急に仮植地に仮植し適切に管理すること。
- （２）仮植地は監督職員と協議し、できるだけ植付現場に近く、水害等の被害のおそれのない平坦地又は緩傾斜地で土壌が深く膨軟な所を選定すること。
- （３）仮植地は、仮植の前日までに耕耘しておくこと。
- （４）仮植は、列状に溝を掘り、苗木は束をほどいて１本並べとし、根が曲がらないように土を寄せて根元の両側をよく踏みしめておくこと。
仮植期間が短い場合でも、束のままで仮植しないこと。
- （５）樹種、品種等により区分して仮植し、数量等を標示しておくこと。
- （６）仮植中は苗木の衰弱、枯死を防止するため、こも、わら等で直射日光を遮断し必要に応じて灌水するなどの保護処置を行うこと。
また、仮植地の周辺には排水溝を設けること。
- （７）苗木が衰弱し、植付後の活着が危ぶまれる場合は、その処置について直ちに監督職員の指示を受けること。

3. 苗木の小運搬

- （１）仮植地から植付現場まで運搬する苗木は、当日の植付予定本数にとどめ、植え残った苗木は現地に仮植しておくこと。
- （２）運搬に当たっては、必ず、こも等で梱包し、苗木の乾燥を防止すること。

4. 植付要領

（１）普通植栽

- ア. 植付地点を中心に、５０ｃｍ四方に落葉等の地被物を取除き、中心に植穴を掘る。
植穴は、直径３０ｃｍ、深さ２５ｃｍを基準とし、傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。
- イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の８分程度入れ、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に土壌を加えて踏みしめること。
- ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

（２）耕耘植栽

- ア. 植付地点を中心に、８０ｃｍ四方に落葉等の地被物を取除き、表層の土壌をはぎ取り片脇に寄せ、そのあとをよく耕耘し中心に植穴を掘る。

傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。

植穴は、直径40cm以上、深さ30cm以上とする。

- イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の8分程度入れて、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に下層の土壌を加えて踏みしめること。
- ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

5. 作業上の留意事項

- (1) 植え付ける際は苗木袋等を使用し、特に苗木の根元が乾燥しないように注意すること。
- (2) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植付困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。
- (3) 植穴の中の木の根、石礫等は取り除くこと。
- (4) 落葉等の地被物が植穴に混入しないように注意すること。
- (5) 植付後は必ず見回り、不良苗木又は植付不良のものは手直しを行うこと。
- (6) 植え付ける苗木は、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにしておくこと。

6. 樹種界及び植付除外地の標示

同一記番に複数樹種の植付区域や、あるいは植付除外地がある場合は現地に標示し、不明な場合は監督職員の指示を受けること。

7. 補植作業の留意事項

補植に伴う植付位置等は監督職員の指示に従うこと。

8. 施肥

植付と同時に施肥を行う場合は、植穴に8分程度土を入れたとき、苗木の根元から約15cm離して肥料を施し覆土する。

施肥方法は、現地の傾斜により環状施肥又は半月状施肥とし、施肥器を使用する場合は、点状施肥とする。

施肥量、その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。

9. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

10. 獣害防止ネットを設置する場合

- (1) 設置するネット（ポール等の付随品も含む）は、甲の指定する規格のものを購入し、設置の前に監督職員の検査を受け、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにすること。甲、又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
- (2) 獣害防止ネット設置にあたっては、獣害防止ネット取扱説明書に従い確実に設置すること。

11. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

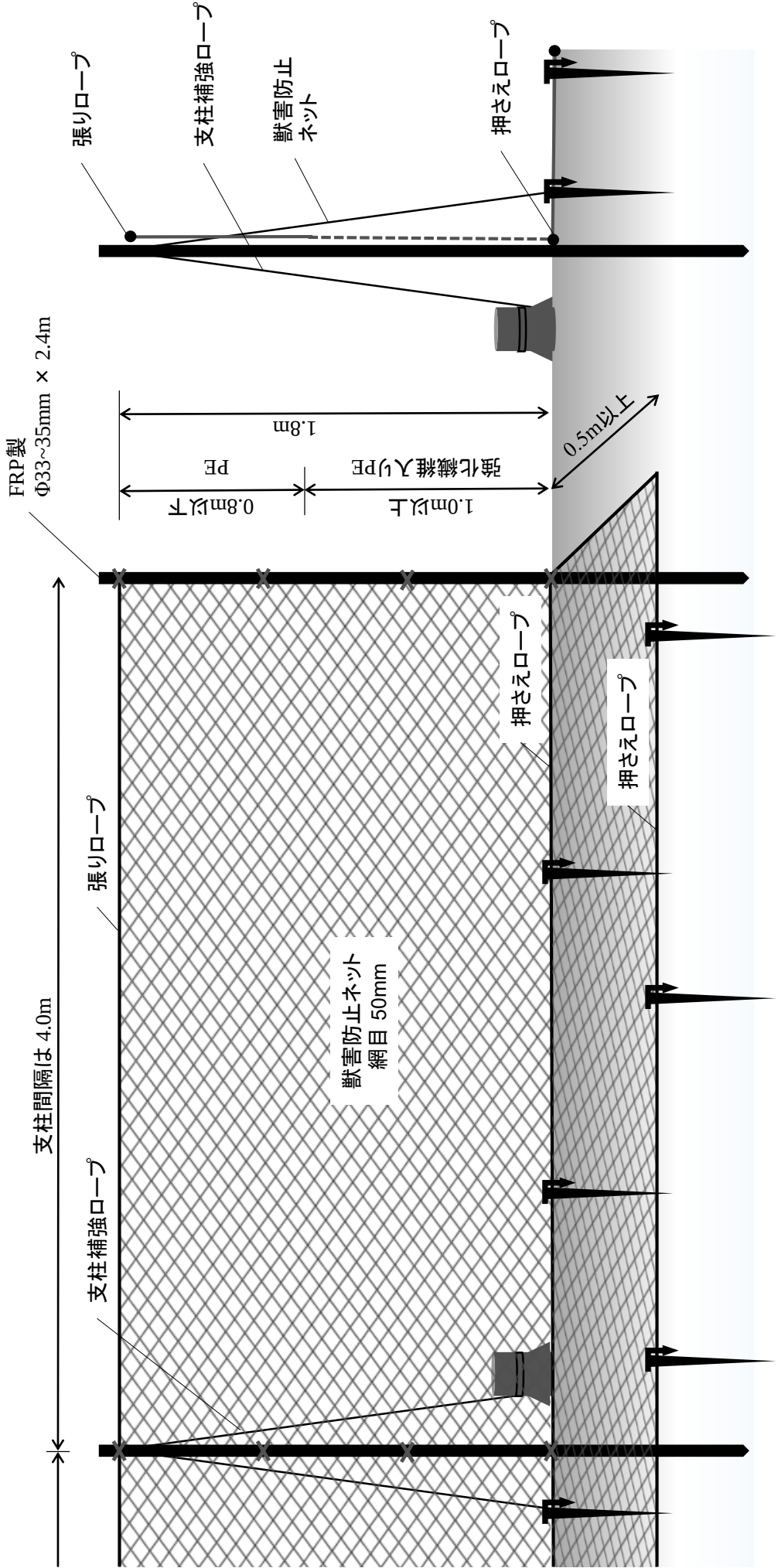
- （１）乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- （１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- （２）支柱は地形・地質を考慮し4m間隔を基本に打ち込み固定すること。
- （３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- （４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- （５）支柱とネットが接する部分は3箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- （６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には2箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- （７）支柱の補強については、支柱2本当たり1箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- （８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- （９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

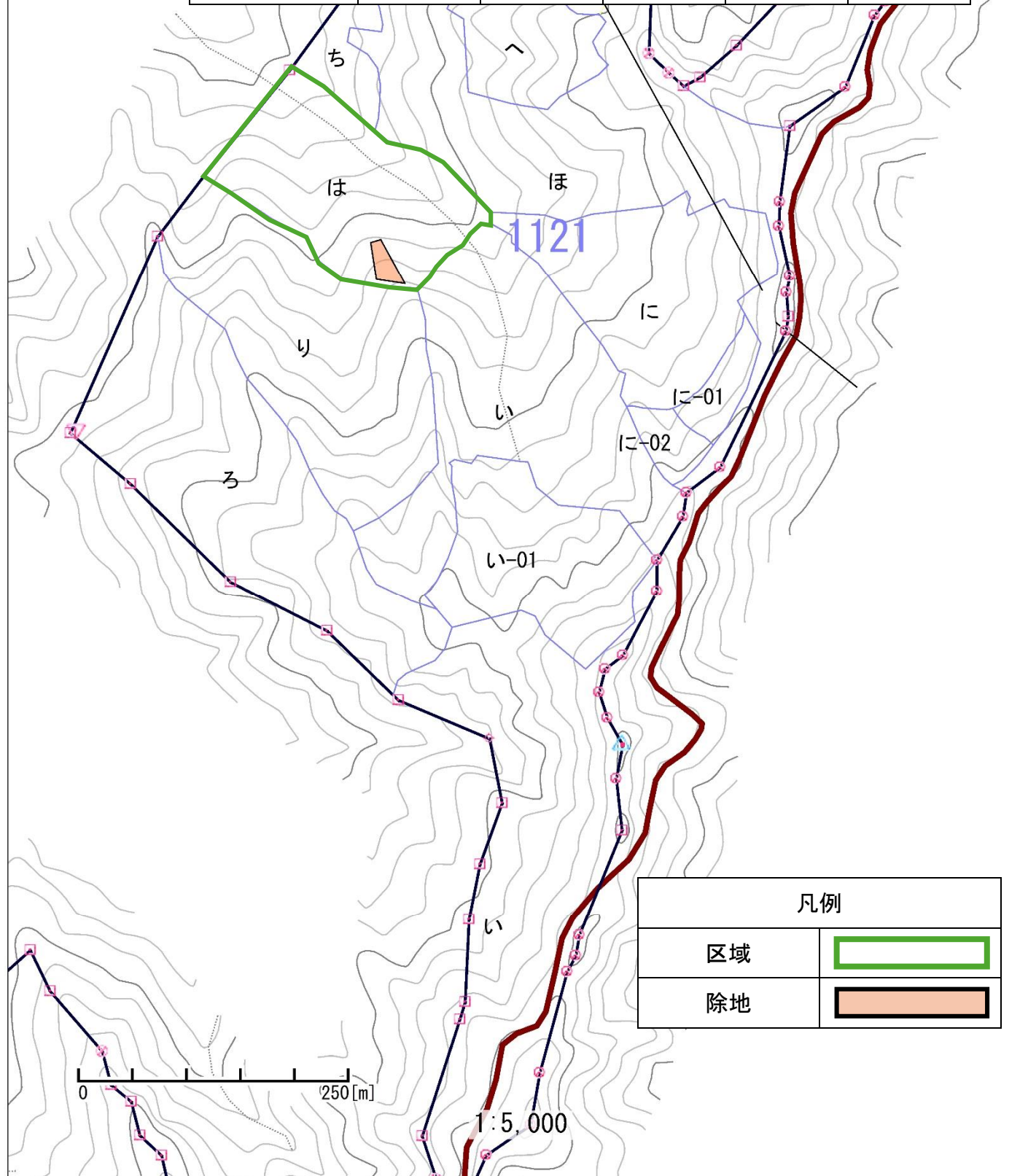
3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。



令和7年度 造林事業請負箇所実測図兼位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)
地拵	国見山	1121 は	2.63	0.07	2.56
植付	国見山	1121 は	2.63	0.07	2.56
			5.26	0.14	5.12

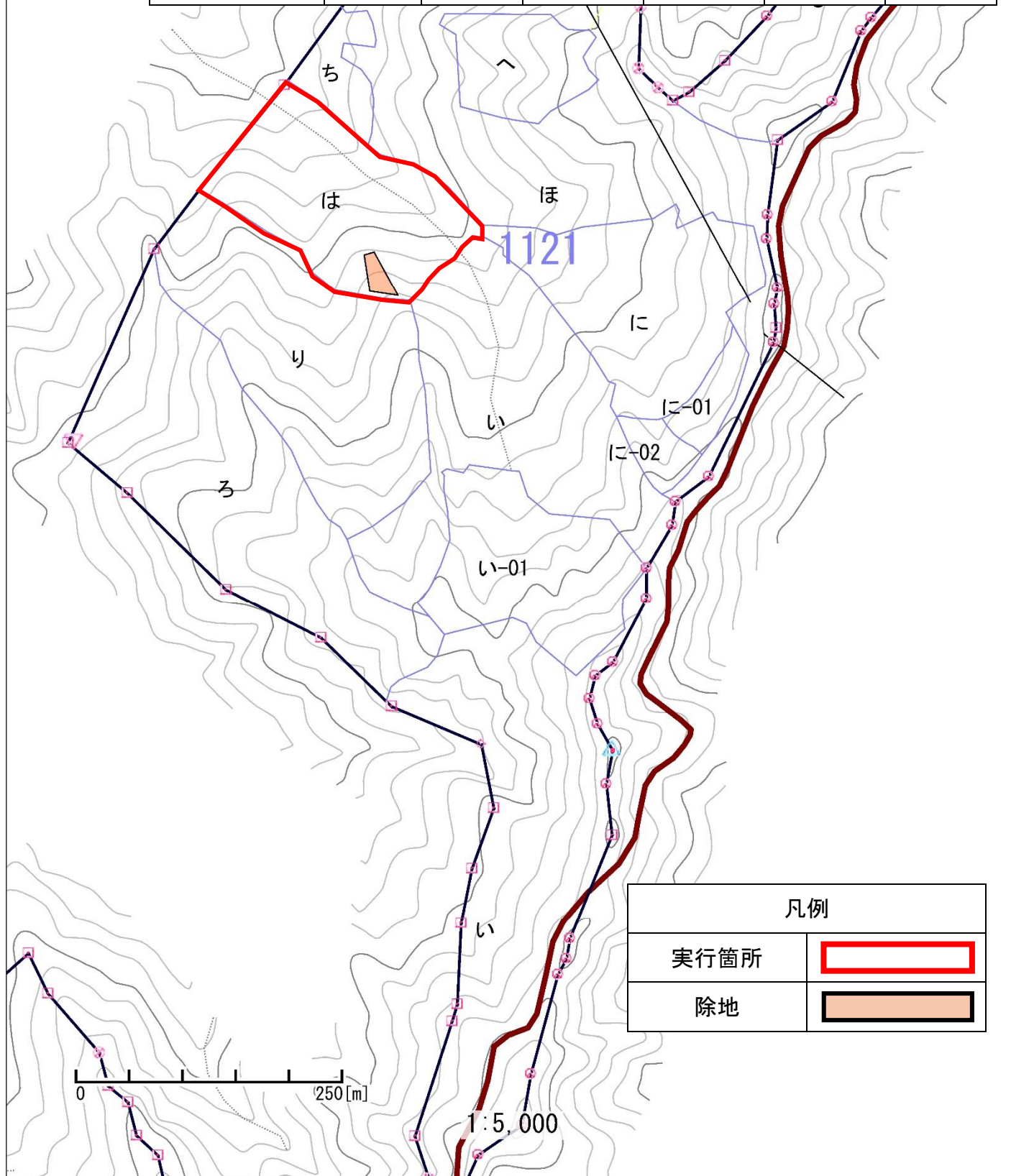


凡例

区域	
除地	

令和7年度 造林事業請負箇所実測図兼位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	設置延長
獣害防止ネット	国見山	1121 は	2.63	0.07	2.56	800m



(別紙)

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。